InterRisk Report No.13-057

2013.12

PL Report ＜2013 No.9＞

国内の PL 関連情報

後を絶たぬ家電火災　リコール対象外でも関心払って

（2013 年 10 月 3 日　東京新聞）

家庭電化製品の火災事故が後を絶たない。消費者は通常の使用で製品から出火するとは思っていないため、製品を運転したままその場を離れている時に出火し、火災の被害が拡大する例もある。

昨年発生したビルトイン式食器洗い乾燥機の事故では、家人が一階で当該製品を乾燥運転させたまま二階で就寝中に火災が発生し、人的被害はなかったものの家屋に大きな被害が生じた。当該製品と同じモーターを使用した他の製品はリコールを行っているが、この製品は構造が異なるためリコールの対象とはなっていなかった。製造元は、製品からの出火であることは認めたものの、事故原因は調査中という。

食器洗い乾燥機や乾燥機能付き洗濯機は、乾燥運転のまま使用者が外出したり就寝してまったり、さらに深夜の安い電気料金を利用するためにこれらの製品を就寝中の夜間に使うことも考えられる。このため、製品の出火初期の段階で対応ができず、被害が拡大する可能性が高いという。

ここがポイント

記事では、家電製品の火災リスクについて「使用者の不在」により出火初期対応ができないことが指摘されています。本件と同様な事故は今年に入ってからも、「タイマーをセットして就寝中に出火」、あるいは「使用後外出から戻ったら発煙・焼損」等の例が重大製品事故として公表されています。

現在の社会では、この「使用者の不在」時における製品の作動が当たり前であり、設計上の対策として「出火させてはいけない」「拡大延焼させてはいけない」ことを、今一度再認識する必要があります。

更に今後は、スマート家電と呼ばれるスマートフォンの利用による遠隔操作を予定した家電製品が普及し、消費者が製品のおかれた環境や状況を知らないまま、作動させる確率が上昇することが想定されています。

使用者不在中の遠隔操作運転については、使用者が製品のおかれた環境や状況の検知ができない懸念があり、その情報を検知して操作する消費者へ伝えて認識させるか、より安全ではない環境では製品が作動しないようにする等の方法により、安全性を確保することが求められます。製造事業者は技術の進歩による製品の新たな利便性を追求する場合、同時に新たな利便性に起因するリスクに対しても必要、充分な安全性の確保を行い、市場や消費者の期待を満たすことが求められます。

ブラインドひも事故多発　都が安全対策を協議

（2013 年 10 月 30 日　静岡新聞）

東京都は 10 月 22 日に「平成 25 年度 第 1 回東京都商品等安全対策協議会」を開催した。カーテンの留めひもやブラインドのひもによる子どもの事故が相次いでいることを受けて、これらの

製品の安全対策の検討がテーマとして掲げられた。

本協議会で発表された未就学（同居の小学生を含む）の子どもを持つ成人男女3000人（都内・神奈川県・千葉県・埼玉県に居住）に対し、本年8月~9月に東京都の実施した「ヒヤリハットに関するアンケート」結果によると、ブラインドやロールスクリーンの輪の状態になったひも、カーテンのタッセル（カーテンの止めひも）で危険を感じたという回答が191件あった。

今後、カーテンの留めひもやブラインドのひもの事故の再現試験の検討やこれらの安全対策の検討を行い、都の対応を決定する。

ここがポイント

カーテンの留めひもやブラインドのひもによる子どもの事故は、国内で2007年以降6件発生し、うち1件は死亡事故になっています。また、上記のアンケート結果では未就学の子どもに事故が多い傾向がみられています。

海外でも以下のとおり同様の事故が多数発生しています。

・米国：1985年~2012年まで負傷事故122件、死亡事故324件（CPSC）

・EU：EU圏内の複数の国で2008年~2010年に死亡事故10件（2011年EU委員会統計）

これらの事故の内容は国内外共通して、ほとんどの事例がカーテンの留めひもやブラインドのひもが幼児の首に絡まることによる窒息となっています。

一般に、製品の安全性を確保するためには、法令上の規制･基準等を遵守するだけでなく、実際に発生している事故に加えヒヤリハット事例の内容や原因分析の結果も踏まえ、自社製品における危害発生の可能性を分析・評価（リスクアセスメント）し、危害防止のための必要な対策を検討・実施することが重要となります。

現状、カーテンの留めひもやブラインドに関する国内の規制・基準等はない一方で、海外（北米・オーストラリア・EC（欧州委員会）など）においては、法規制や規格が導入済み又は検討が進められている状況が見られます。

以上を踏まえると、事業者がカーテンの留めひもやブラインドのひもへの安全対策を検討するにあたっては、国内外における当該製品の事故・ヒヤリハット事例などを調査・分析するとともに、先行している海外の法規制や規格の内容も参考にすることが望まれます。企業にあっては、リスクアセスメントの確実な実施を含め、主体的に製品の安全対策の検討を進めることが期待されます。

旅館・ホテル・百貨店の提供する料理等のメニュー表示について

（2013年11月08日　消費者庁ホームページ）

現在、旅館・ホテル等、百貨店が提供する料理等のメニュー表示に関して、実際使われていた食材と異なる表示が行われていたことが大きな問題となっている。これを受け、消費者庁は、景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）の不当表示の考え方及びメニュー表示等の食品表示に係るこれまでの違反事例（考え方及び事例集）を取りまとめて公表した。また、関係団体に対して、傘下の事業者に不当表示の考え方及び事例集を周知させること等を要請した。

ここがポイント

外食産業のメニュー表示に関しては、以下の通り法令に基づく定めがあります。

・景品表示法（優良誤認表示等の禁止）

・不正競争防止法（誤認惹起行為等の禁止）

・米トレサビリティ法（米飯類の原料米の産地表示の義務付け）

・牛トレサビリティ法（国産牛肉の個体識別番号等の表示の義務付け、ただし、売上比率

等に応じた特定料理提供者のみ対象）

また、法令の定めはないものの、以下のガイドライン等があります。

・外食の原産地表示ガイドライン（農林水産省・外食産業総合調査研究センター）
・魚介類の名称のガイドラインについて（水産庁）
・表示に関するQ&A「成形肉・牛脂等注入加工肉を使用した料理の表示（Q53～56）」（消費者庁）
・生鮮食品品質表示基準Ｑ＆Ａ（消費者庁）

外食産業にあっては、これらを踏まえ、適正表示を維持する仕組みの構築と運用、従業員教育を行う等の周知徹底が望まれます。

このために必要となる対策の一例を下記に示します。

(1) ガイドライン等を参照したメニューの点検／見直し
・上記のガイドライン等の記載例を参考とし、自社メニューの点検や見直しを行う。
・ガイドライン等が変更になる場合を想定し、定期的に当局のホームページ等をチェックして自社のメニュー表示等に反映させる。

(2) メニュー表示マニュアルの策定／見直しと周知徹底
・メニュー開発や表示に携わる部署が連携し、食材仕入や料理方法等の情報共有を行った上でメニュー決定までの手順や責任と権限を明記したマニュアルを作成する。仕入食材の変更時の対応についても情報共有するルール化が重要である。
・策定済みの場合は、組織体制の再確認や上記ガイドライン等の更新状況を確認する。
・マニュアル等の新規作成や修正後は、周知徹底を目的とした関係者への教育を行い、教育実施記録簿等で記録を残す。

(3) 定期的な内部監査／第三者監査
・運用状況を定期的な監査により評価し、不具合があれば、監査結果を反映させたマニュアルの修正を行う。
・仕入業者が納品する食材に関しても以下のような確認を行う。
  - メニューに個別具体的な表示をしている生鮮食材に対しては、伝票等から契約時と現行納品との仕様比較（銘柄や産地等）を行い、契約どおりの食材が納品されているかを確認する。
  - 業務用加工食材の場合は、仕様規格書や商品カルテ等から原材料表記を確認する等のチェックを行う。
・なお、形骸化防止の観点から第三者による監査も有効である。

海外のPL関連情報

米連邦控訴裁が、ジャッキリフトの欠陥をめぐるＰＬ訴訟で被告勝訴の略式判決を覆す

米国の第7巡回区連邦控訴裁判所で、本年9月、自動車整備工場のジャッキアップ作業中の事故により受傷したメカニックが、ジャッキリフト製造業者を製品欠陥、指示警告欠陥により訴えていた訴訟の控訴審において、「本件については事実問題に争いがあり、ジャッキリフトに設計欠陥がある可能性もある。このため、設計欠陥の有無について、陪審員による事実審理を含めた判断が必要」とし、原審における裁判官のみによる略式判決※1を覆し、審理のやり直しを命じた※2。

※1 米国訴訟においては、事実審理は基本的に陪審員が行い、裁判官は法の適用のみを判断するが、略式判決では、陪審員による事実審理を経ずに、裁判官のみにより判決が下される。

※2 判決文

http://media.ca7.uscourts.gov/cgi-bin/rssExec.pl?Submit=Display&Path=Y2013/D09-06/C:12-3024:J:Tinder:aut:T:fnOp:N:1199074:S:0

ここがポイント

(1) 訴訟経緯と原審判断

本件訴訟の原告は自動車整備工場の２名のメカニックであり、車両をジャッキリフトで最低位置に保持し、下部に潜り込んで作業中に当該車両が落下して受傷し、原告らがジャッキリフト製造業者を設計欠陥、指示警告欠陥に基づき提訴したものです。

これに対し被告製造業者は、原告らはジャッキアップする際に製品付属の安全ピンで車両を確実に固定すべきところ、取扱説明書を読まなかった、または読んでも安全ピンによる固定を確認しなかったために発生した事故であり、事実関係は明らかであるとし、略式判決命令を申し立てました。

インディアナ地区連邦地方裁判所は設計欠陥、指示・警告欠陥のいずれについても、被告製造業者の主張を認め、陪審員による事実審理を経ることなく、略式判決で被告勝訴としたことから、原告らが控訴を行ったものです。

(2) 控訴審判断

控訴審においては、指示・警告欠陥については警告の適切性を認め、原審の判断を支持しましたが、設計欠陥については次のように判示し、原審の判断を覆しました。

(控訴審判断)

以下を考慮すると、合理的な陪審は、原告証拠に基づき、ジャッキリフトは不合理な程に危険な状態であると判断する可能性があり、事実問題に争いがあるため、略式判決は適切ではなく、設計欠陥の有無について陪審員による事実審理を含めた判断が必要である。

・他のメーカーには安全ピンが無くても車両を固定する製品があり、業界では車両を固定する他の代替設計が存在する。
・被告は、使用者が指示に従い安全ピンを確実に利用しているか否か、車両固定の他の方法があるか否かについて充分な調査・検討をしておらず、また実態上、安全ピン使用の警告に従わない使用者がいることを認知していた。
・安全ピンを使用しなくても、US$10 の追加コストで車両の固定機構の代替設計が可能であるとの専門鑑定人の証言がある。

本件訴訟は、現段階では一審の略式判決を覆し、陪審による事実審理を含む再審理を求めたにとどまり、製品欠陥についての最終的な判断が下されたわけではありません。

しかし、控訴審の判決内容を踏まえれば、設計段階において代替設計の可能性を含め、リスク低減対策が十分に検討・実施されていない場合には、仮に取扱説明書や警告ラベル等により、相応の指示・警告が行われていたとしても、製品欠陥が認定される可能性があり得ることを示しており、特に設計段階におけるリスクアセスメントとそれに基づくリスク低減対策の重要性について、認識させられる事例の一つといえます。

CPSC が自主リコールに関するルールについてコメントを公表

CPSC（米国消費者製品安全委員会）は、本年 11 月 15 日、公式コメントを公表し※、CPSC で検討中の自主リコールに関するルールについて、CPSC としての原案を連邦官報に掲載し広く関係者の意見を募ること、また、原案には自主リコールに関する CPSC の権限強化策が盛り込まれることを明らかにした。

※Joint Statement of Chairman Tenenbaum, Commissioner Adler and Commissioner Robinson on the Notice

of Proposed Rulemaking Regarding Voluntary Recall Notices and Corrective Action Plans
http://www.cpsc.gov/en/About-CPSC/Commissioners/Robert-Adler/Commissioner-Adler-Statements/Joint-Statement-Voluntary-Recall-Notices-and-Corrective-Action-Plans/

ここがポイント

CPSC が、従来の強制リコールの表示ガイドラインに加えて、自主リコールに関する表示ガイドラインを検討中であることについては、本誌 2013 年 No.6「CPSC が自主リコールの表示ガイドライン策定に向け検討」で取り上げたとおりです。CPSC の原案の詳細は、連邦官報での公表内容を確認する必要はありますが、今回のコメントから、CPSC が目指しているのは、単に自主リコールの表示ルールの明確化にとどまらず、自主リコールに関する CPSC の指導権限の強化を含むことが明らかになっています。具体的には、コメントの中で、原案策定により CPSC が狙う主要な目的、効果として、以下の３点が指摘されています。

(1) リコールの表示内容に関する交渉の効率化

市場におけるリコールの大部分を占める自主リコールについて、従来は、告示内容や表現等について明確なルールがなく、CPSC とリコール実施企業との間で個別に交渉が行われてきました。CPSC によれば、これがリコール告知の遅れる要因の一つになっていたとし、告知に含めるべき項目や表現等について予めルール化を行うことにより、自主リコールに関する交渉を効率化し、迅速かつ効果的なリコールにつながるとしています。

(2) リコールの確実な実施に向けた追加的な強制手段の確保

CPSC によると、今回の原案においては、自主リコールに関する CPSC とリコール実施企業間の「協定」に法的効力を持たせることが企図されています。従来は、自主的なリコールであることを尊重し、CPSC 内の規則により企業との「協定」により合意したリコールプランについては努力義務にとどめ、法的な強制力を持たなかったが、今後はリコールプランを確実に実施させる観点から法的効力を持たせ、これにより違反企業等に対して訴訟等の措置が取れるようにするとしています。

(3) コンプライアンスプログラム導入の可能性

昨今、危険製品に関する報告義務に違反した企業に対し、CPSC が罰金に加えコンプライアンス態勢の構築を義務づける動きがある点については、本誌 2013 年 No.3「CPSC が危険製品の報告義務違反企業に対する対応を強化」で取り上げたとおりです。

今回の原案では、こういった流れを受け、短期間にたび重ねてリコールを発生させている企業、コンプライアンスプログラムを含め内部管理態勢が不十分な企業など、CPSC が必要と判断する場合には、自主リコールに関する企業との協定の中で、当該企業に対して、コンプライアンスプログラムの構築又は見直しを義務付けることができる規定を置くとしており、CPSC の意向によりリコール実施企業に相応の負担が生じる可能性があります。

昨今、CPSC がリコールの迅速、確実な実施に向け従来に増して強い姿勢で臨んでいる点については、本誌でも度々報じてきたとおりですが、上記はこの姿勢を一層裏付けるものといえます。特に CPSC の権限強化を盛り込んだ部分（上記(2)及び(3)）については、企業や業界団体を含め様々な関係者から反対意見も予想されるため、最終的なルールにどこまで盛り込まれるかは不透明ですが、その動向には留意が必要です。

インターリスク総研の製品安全・ＰＬ関連サービス

- 株式会社インターリスク総研は、ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループに属し、リスクマネジメントに関する調査研究及びコンサルティングを行う専門会社です。
- 本号の記事でも取り上げておりますように、リスクアセスメントの実施を含めた製品安全管理態勢の構築・整備は、事業者の皆様にとってますます重要かつ喫緊の課題となっています。
- 弊社では、経済産業省より「リスクアセスメント・ハンドブック（実務編）」、「製品安全に関する事業者ハンドブック」策定を受託するなど、リスクアセスメントや製品安全に関し、豊富な受託調査実績があります。
- また、製品安全に関する態勢構築・整備のご支援、新製品等個別製品のリスクアセスメントなど、製品安全管理全般にわたり、多くの事業者の皆様のニーズに対応したコンサルティングをご提供しています。
- 弊社ではこのような豊富実績をもとに、製品安全・PL 対策の総合コンサルティングサービス「PL MASTER」をご用意しています。

製品安全・PL 対策の総合コンサルティングサービス「PL MASTER」

製品安全・PL(製造物責任)対策　総合コンサルティングサービス

PL MASTER 2013

MS&AD 株式会社 インターリスク総研

InterRisk Research Institute & Consulting,Inc.
MS&AD INSURANCE GROUP

「PL MASTER」はじめ、弊社の製品安全・PL 関連メニューに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研 コンサルティング第一部 CSR・法務第一・第二グループ（TEL. 03-5296-8912）、またはお近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本レポートは、読者の方々に対して企業の PL 対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。